

# 資料編



# 1. 「障がい者」の定義について

本計画における障がい者の定義については、原則として下記の各法制度によるものとします。

## 障害者基本法

第二条 この法律において「障害者」とは、身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

## 障害者自立支援法

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者をいう。

二 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児及び精神障害者のうち十八歳未満である者をいう。

## 身体障害者福祉法

第四条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある十八歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

## 知的障害者福祉法

※ 知的障害者の定義について、明確な条文化はされていない。

## 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

## 児童福祉法

第四条二 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童をいう。

ただし、障がい者数を扱う場合等、定量的なデータ把握・推計が必要な場合にあつては、原則として各障害者手帳所持者を当該各障がい者として扱っています。

	定 義
身体障がい者	身体障害者手帳の所持者
知的障がい者	療育手帳の所持者
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の所持者
	自立支援医療費（精神通院）支給認定受給者証の所持者

## 2. 障がい福祉施策のあゆみ

### 国際連合の対応

- 昭和23年の「世界人権宣言」の採択により、障がい者問題が基本的人権の保障に関わる社会的な課題として捉えられる。
- 昭和50年の第30回国連総会において「障害者の権利に関する宣言」が採択されたのを受け、障がい者福祉についての関心と理解を深めるための取り組みが進められる。
- 昭和56年を「国際障害者年」（テーマ：完全参加と平等）とする。
- 昭和57年の国連総会において、「国際障害者年」の趣旨をより具体的なものとするため、「障害者に関する世界行動計画」を採択する。
- ノーマライゼーションの理念に基づき障がい者の社会参加を進めるため、昭和58年から平成4年までの10年間を「国連障害者の10年」とする。
- 平成4年、「国連障害者の10年」に続く取り組みとして、アジア太平洋地域における障がい者への認識を高め、域内障がい者施策の質の向上を目指すために、国連アジア太平洋社会経済委員会（UNESCAP）において、「アジア太平洋障害者の10年」が採択される。
- 平成14年5月のESCAP総会において、我が国の主唱により、「アジア太平洋障害者の10年」が10年延長される。
- 平成14年10月に滋賀県大津市で開催された最終年ハイレベル政府間会合において、この新たな「アジア太平洋障害者の10年」の地域行動計画となる「びわこミレニアム・フレームワーク」が採択される。

### 国の対応・法律の整備の状況

- 昭和25年に「身体障害者福祉法」を施行する。
- 昭和45年に「心身障害者対策基本法」を施行する。
- 昭和57年に「障害者対策に関する長期計画」を策定する。
- 昭和62年に「障害者対策に関する長期計画後期重点施策」を決定する。
- 平成4年の「障害者対策に関する新長期計画～全員参加の社会づくりをめざして～」の策定により、障がい者の自立と社会参加をより一層推進するための具体的な方策が示される。
- 平成4年12月に「心身障害者対策基本法」を改正し、法の対象として身体障がい・知的障がい新たに精神障がいを加えること、市町村は障がい者福祉計画を策定することなど

を内容とする「障害者基本法」を施行する。これにより、「障害者対策に関する新長期計画」は同法に基づく「障がい者基本計画」として位置づけられる。

- 平成7年には、「障害者基本法」の重点施策の実施計画である「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」を策定し、具体的な施策の推進を図る。
- 平成12年5月の「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」成立に伴い、障がい福祉サービスに関わる社会福祉制度が再編され、行政が福祉サービスを決定する従来の「措置制度」から、福祉サービス利用に際して利用者と事業者が対等な関係に基づき契約する「支援費制度」（平成15年4月施行）へと移行する。
- 平成12年11月には、身体障がい者や高齢者等が社会・経済活動への積極的な参加ができるよう、気軽に安心して公共交通機関を利用し移動できることを目指した「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行される。
- 平成14年12月、平成15年度からの新たな「障害者基本計画」を閣議決定、この新長期計画を具体的に推進していくための前期重点施策実施計画として「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」を障害者施策推進本部決定する。
- 平成16年5月、「障害者基本法」が改正される。
- 平成16年10月、社会保障審議会・障害者部会において、「今後の障害保健福祉施策について（改革のグランドデザイン案）」が厚生労働省より示される。
- 平成16年12月、「発達障害者支援法」が成立、平成17年4月より施行される。
- 平成17年10月、「障害者自立支援法」が成立、平成18年4月1日から施行される。
- 平成18年6月、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化に関する法律（新バリアフリー法）」が成立、平成18年12月20日から施行される。

### 3. 計画策定の経緯

当別町における策定の経緯は次のとおりです。

年 月 日	経 緯 概 要
平成18年1月1日	障がいサービス係設置（自立支援法に対応した行政組織改変）
平成18年4月1日	障害者自立支援法施行（4月1日施行分）
平成18年4月25日	旧当別町障害者福祉計画の改正及び障がい福祉計画の策定方針
平成18年6月13日	第1回当別町地域生活支援推進会議（当別町障がい者地域自立支援協議会設置準備会） <ul style="list-style-type: none"> <li>・推進会議の設置</li> <li>・日程及び設置目的等の確認</li> <li>・支援グループの設置</li> <li>・計画作成委員の推薦</li> </ul>
平成18年7月5日	第2回当別町地域生活支援推進会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画作成委員の選出結果</li> <li>・計画作成に関するアンケート調査の目的及び調査内容</li> <li>・配布・回収方法等に関する検討</li> </ul> 第1回当別町障がい福祉基本計画作成委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成委員会の設置・委員の委嘱</li> <li>・日程及び計画策定過程の確認</li> </ul>
平成18年7月26日	障害者自立支援法に基づく障がい福祉計画に係る数値目標（サービス見込量・目標値の設定）の中間とりまとめ提出（北海道へ）
平成18年7月28日～8月14日	当別町障がい関係アンケート調査発送及び配布・回収
平成18年8月24日	第2回当別町障がい福祉基本計画作成委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画作成に関する委員要望・課題調査</li> <li>・アンケート調査結果（速報）</li> <li>・数値目標（中間報告）作成・提出の報告</li> <li>・地域生活支援事業の実施事業検討</li> </ul>
平成18年9月26日	障がい福祉計画に係る市町村サービス見込量提出（北海道へ）
平成18年9月28日	第3回当別町地域生活支援推進会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者自立支援法の10月施行部分に関する検討</li> <li>・当別町の地域生活支援事業</li> <li>・障がい福祉サービスの変更点</li> </ul>
平成18年10月1日	障害者自立支援法施行（10月1日施行分） 当別町障がい者地域自立支援協議会設置 当別町地域生活支援事業開始
平成18年10月30日	障がい福祉計画作成の考え方に関する北海道石狩支庁ヒアリング
平成18年11月18日	障害者自立支援法・当別町地域生活支援フォーラム開催
平成18年11月28日	第1回当別町障がい者地域自立支援協議会

平成19年1月23日	<p>第3回当別町障がい福祉基本計画作成委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当別町障がい福祉基本計画（概定・未定稿）の提示</li> <li>・障がい福祉計画（数値目標）1月報告数値の提示</li> <li>・当別町障がい関係アンケート調査（集計）の提示</li> <li>・当別町地域福祉計画（素案）の提示</li> <li>・当別町「協働の指針」の提示による、課題の分析・政策の検討等</li> </ul>
平成19年2月14日	第2回当別町障がい者地域自立支援協議会
平成19年2月20日	第4回当別町障がい福祉基本計画作成委員会（検討事項の検証）
平成19年3月2日	第3回当別町障がい者地域自立支援協議会（障がい者施策ビジョン及び基本的方針に関するグループワーク）
平成19年3月8日	第5回当別町障がい福祉基本計画作成委員会（パブコメ確認協議）
平成19年3月12日～ 3月23日	パブリックコメントの実施
平成19年3月27日	第6回当別町障がい福祉基本計画作成委員会（作成協議終了）

## 4. 当別町障害者地域自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 当別町内に居住する障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の地域生活の支援と推進のために、福祉、就労、保健、医療等に係る各種サービスを関係機関が総合的に調整し、連携強化を行うことにより、各機関が効果的に支援を実施し、かつ推進するため当別町障害者地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 自立支援協議会は、次に掲げる関係機関の代表者又は職員を持って組織する。

- (1) 当別町
- (2) 国及び北海道の関係機関
- (3) 医療機関
- (4) 相談機関
- (5) 福祉サービス事務所
- (6) 地域活動支援センター
- (7) 養護学校その他の学校等
- (8) 地域福祉関係団体
- (9) 親の会その他の当事者団体等
- (10) その他の障害者地域生活支援推進のため必要と認めるもの

(運営)

第3条 自立支援協議会の運営は、北海道が指定する指定相談支援事業所のうち、当別町が相談支援事業を委託する事業者（以下「当別町指定相談支援事業所」という。以下同じ。）がこれを運営する。

(事業内容)

第4条 自立支援協議会は次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問・相談活動を通じた障害者のニーズの把握、各種サービスの充足状況及び問題点の把握
- (2) 複合したニーズを有する処遇困難ケース等についての具体的な処遇方策の策定、関係するサービス提供機関へのサービス提供の要請等
- (3) 既存サービスの内容を検証、新たなサービスメニューや施策検討・開発、関係機関に対する要望・提言等
- (4) 障害者ケアマネジメント体制の具体化に関する調整
- (5) 各機関の協働による地域のネットワークの強化の促進、支援体制の構築に係る協議
- (6) その他目的達成に必要と認められる事業

(会議)

第5条 自立支援協議会は、必要の都度開催することとし、当別町及び当別町指定相談支援事業所の協議に基づき召集する。なお、自立支援協議会には、特定の施策及びサービスの検討を行うために、必要な分野の者で構成される分科会又はプロジェクトチームを置くことができる。

(庶務)

第6条 自立支援協議会の庶務は、当別町福祉部福祉課と当別町指定相談支援事業所において処理する。

(その他)

第7条 この要綱は定めるもののほか、自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

## 5. 地域生活支援及び計画作成関係団体等

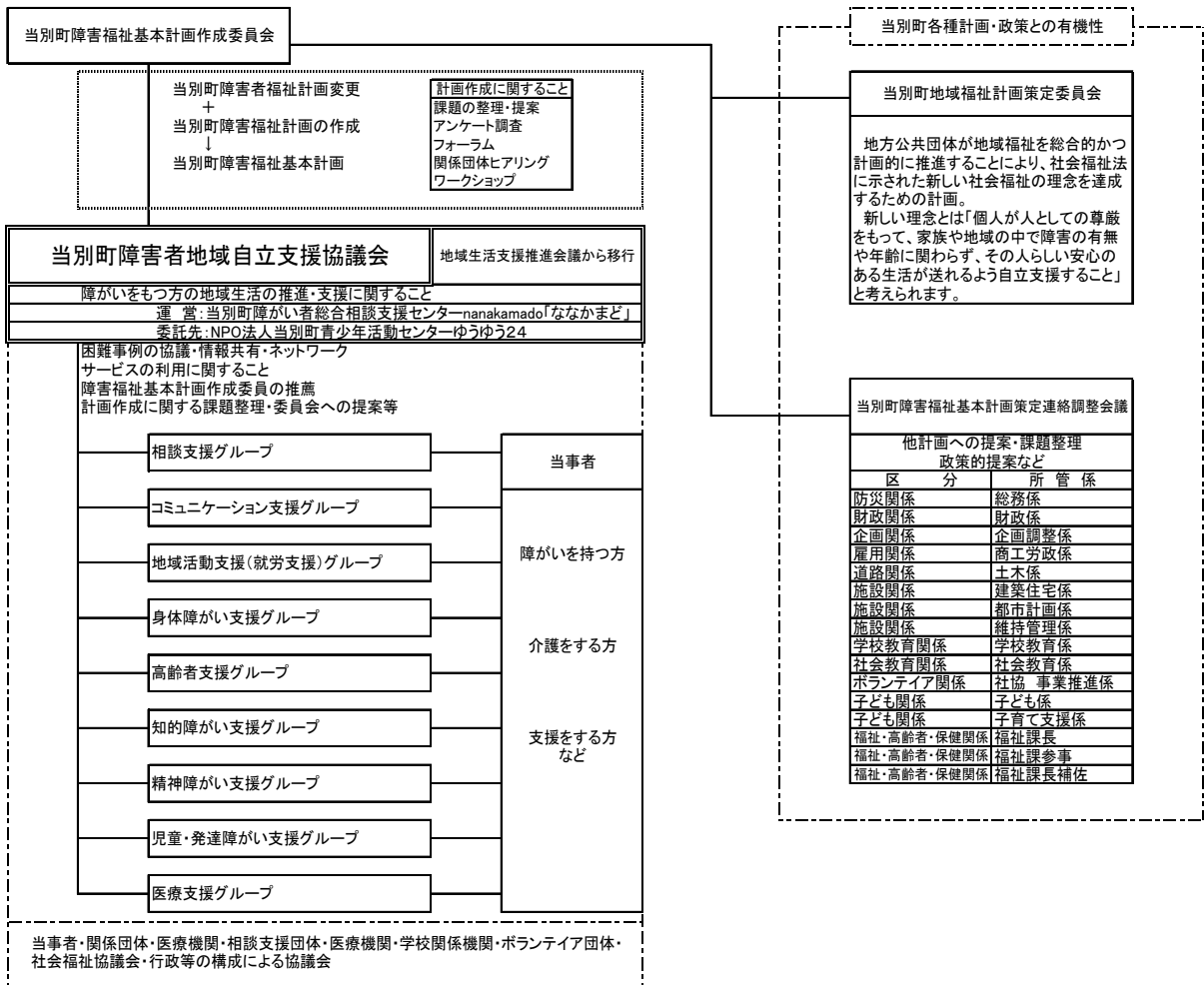
(当別町地域生活支援推進会議⇒当別町障害者地域自立支援協議会)

番号	構成団体名称	摘 要
1	社会福祉法人 当別町社会福祉協議会事務局	地域福祉
2	当別町ボランティアセンター事務局	ボランティアネットワーク
3	医師会(事務局)	医療
4	北海道薬剤師会 石狩支部	医療
5	当別訪問看護ステーション	医療
6	勤医協 訪問看護ステーションとうべつ	医療
7	石狩支庁地区 身体障害者福祉協会当別分会	身体
8	野菊の会(当事者の会)	精神
9	当別町精神障害者家族会 新生家族会(家族の会)	精神 脳卒中 神経難病
10	ねこやなぎの会	脳卒中
11	萌木の会(児の親の会)	知的 重複 身体 発達
12	精神保健福祉ボランティアの会 ぼれぼれ倶楽部	精神
13	当別断酒会	精神
14	当別町介護者と共に歩む会	認知症
15	当別町民生児童委員協議会いきいき福祉部会	高齢者
16	ポテト手話サークル(手話サークル)	聴覚
17	知的相談員・当別町民生児童委員 (障がいに関する相談等)	人権擁護 知的相談員
18	NPO 法人まちの森(地域活動支援センター)	身体 知的 精神
19	NPO 法人当別町青少年活動センターゆうゆう24	身体 知的 精神 発達
20	当別町サポートネットワークセンター	知的 精神
21	当別町 PTA 連合会	学校・教育 発達
22	当別町商工会	就労支援
23	当別町子ども発達支援センター	発達
24	当別町地域包括支援センター(地域ケア会議)	介護保険 ケアプラン
25	北海道医療大学(知的分野等及びスーパーバイザー)	ボランティア・NPO 法人 身体・知的・精神
26	教育委員会事務局 学校教育係	児童・生徒 教育・発達
27	障がい者雇用対策 担当事務局 経済部商工課商工労政係	就労支援
28	当別町地域福祉計画策定 担当事務局 福祉課福祉係	地域福祉
29	当別健康プラン21 担当事務局 福祉課保健サービス係	高齢者保健 精神保健
30	当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 担当事務局 福祉課介護サービス係	介護保険事業 老人保健
31	DV 担当部局 福祉課福祉係	人権擁護 精神保健

32	当別町子ども発達支援センター担当部局 子育て推進課こども係	児童・保護 発達
33	当別町要保護児童対策地域協議会事務局 子育て推進課子育て支援係	児童・保護 精神保健
34	石狩圏域障がい者総合相談支援センター	身体・知的・精神 相談支援

- 抽出基準
- 1 障がいをもつ方及びお世話をしている方が何らかの理由で所属している団体
  - 2 障がいをもつ方及びお世話をしている方のサポートを目的として活動している団体
  - 3 障がいをもつ方をとりまく環境（人・施設）にあつて障がいをもつ方の日常生活に接する事のある方に関わる団体
  - 4 地域福祉の向上を目的とする団体
  - 5 地域福祉活動を行う団体のネットワークを構築している団体
  - 6 障がいをもつ方の就労に関係する団体
  - 7 その他障がいをもつ方の生活全般の援助等の活動を行っている団体

計画作成及び当別町障害者地域自立支援協議会関係組織体制



## 6. 当別町障害福祉基本計画作成連絡調整会議設置要綱

(設置)

第1条 この訓令は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づく「当別町障害福祉計画」の作成及びこれにより新たに「当別町障害福祉基本計画」の作成を行うに当たり、障がいのある方の自立及び地域生活に関わる各部局所管の政策課題を分析・調整し、計画に適切に反映することを目的として当別町障害福祉基本計画作成連絡調整会議(以下「調整会議」という。)を設置するために必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 当別町障害福祉計画作成に係る各部局所管事務との調整に関する事。
- (2) 当別町障害福祉基本計画作成に係る各部局所管事務との調整に関する事。
- (3) 各部局所管計画との整合性に関する事。
- (4) その他障がい福祉に係る各部局所管事務との調整に関する事。

(組織)

第3条 調整会議の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 調整会議に議長及び副議長を置き、議長は福祉部福祉課長とし、副議長は委員の互選によりこれを選任する。
- 3 議長は、調整会議を代表し、会議を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、副議長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 調整会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第5条 議長は、必要に応じて部会を設けることができる。

- 2 部会は、議長が指名した者を委員として構成する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる委員以外の者を部会に出席させることができる。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年6月27日から施行する。

## 7. 当別町障害福祉基本計画作成連絡調整会議委員

	区 分	所属課	係 名	委 員
1	防災関係	総務部総務課	総務係	
2	財政関係	総務部財政課	財政係	
3	企画関係	企画部企画課	企画調整係	
4	雇用関係	経済部商工課	商工労政係	
5	道路関係	建設水道部建設課	土木係	
6	施設関係	建設水道部建設課	建築住宅係	各係係長相当職
7	施設関係	建設水道部都市計画課	都市計画係	
8	施設関係	建設水道部維持管理課	維持管理係	
9	学校教育関係	教育委員会事務局管理課	学校教育係	
10	社会教育関係	教育委員会事務局社会教育課	社会教育係	
11	ボランティア関係	当別町社会福祉協議会	事業推進係	
12	子供関係	子育て推進課	子ども係	
13	子供関係	子育て推進課	子育て支援係	
14	福祉・高齢者・保健関係	当別町福祉部福祉課	課長	課長
15	福祉・高齢者・保健関係	当別町福祉部福祉課	参事	参事
16	福祉・高齢者・保健関係	当別町福祉部福祉課	課長補佐	課長補佐

## 8. 障がい福祉の実態と意向

### (1) 「当別町障がい関係アンケート調査」から

#### 【当別町障がい関係アンケート調査の実施概要】

##### 【調査対象母集団】

- ◇居住地が当別町であって、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、の所持者、自立支援医療費（精神通院）受給者。
- ◇但し、介護保険施設の入所者（65歳以上）については、原則として介護保険サービスの利用が優先されることなどから、調査の対象から除外した。

##### 【調査方法】

- ◇郵送留置法によるサンプル調査

##### 【調査基準日】

- ◇平成18年7月1日

##### 【調査期間】

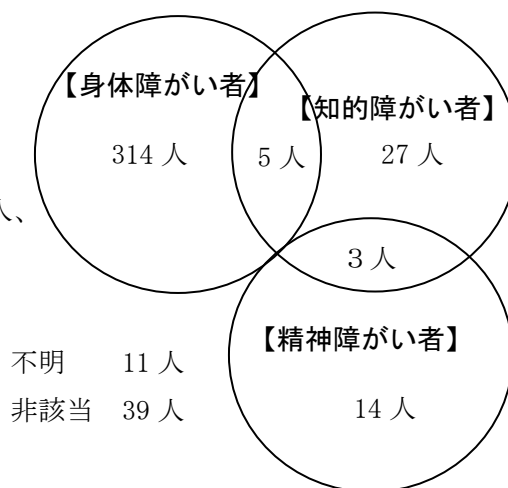
- ◇平成18年7月28日～8月14日

##### 【配布数と回収数】

障がいをもつ方の実態と意向について、「当別町障がい関係アンケート調査」の結果に基づき整理すると次のとおりです。

### ① アンケート回答者のプロフィール

- ◇有効回答者 413 人のうち、身体障がい者が 314 人、知的障がい者が 27 人、精神障がい者が 14 人、また、重複障がい者が 8 人となっています。
- ◇身体障がい者の 44.3%は下肢機能障がいと

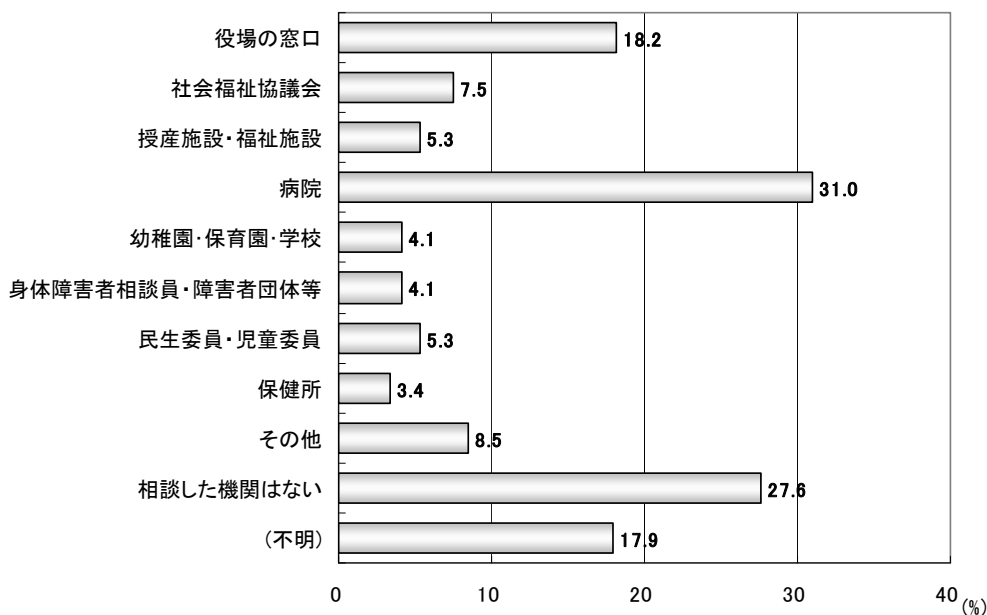


### ② 日常生活について

- ◇ 生活の場については持ち家が 72.9%、「アパートなど民間の借家」や「公営住宅」などを合わせた在宅での生活が 8 割以上となっています。また、11.6%はひとり暮らしです。
- ◇ 「困っている事や不安は特にない」という人は 22.8%に過ぎず、「自分の健康や体力に自信がない」37.5%などの不安が挙げられています。

- ◇ 主な相談相手としては「病院」が31.0%と最も多く、また、相談しやすい体制の条件としては、「信頼できる相談者がいる」を36.3%の人が挙げています。

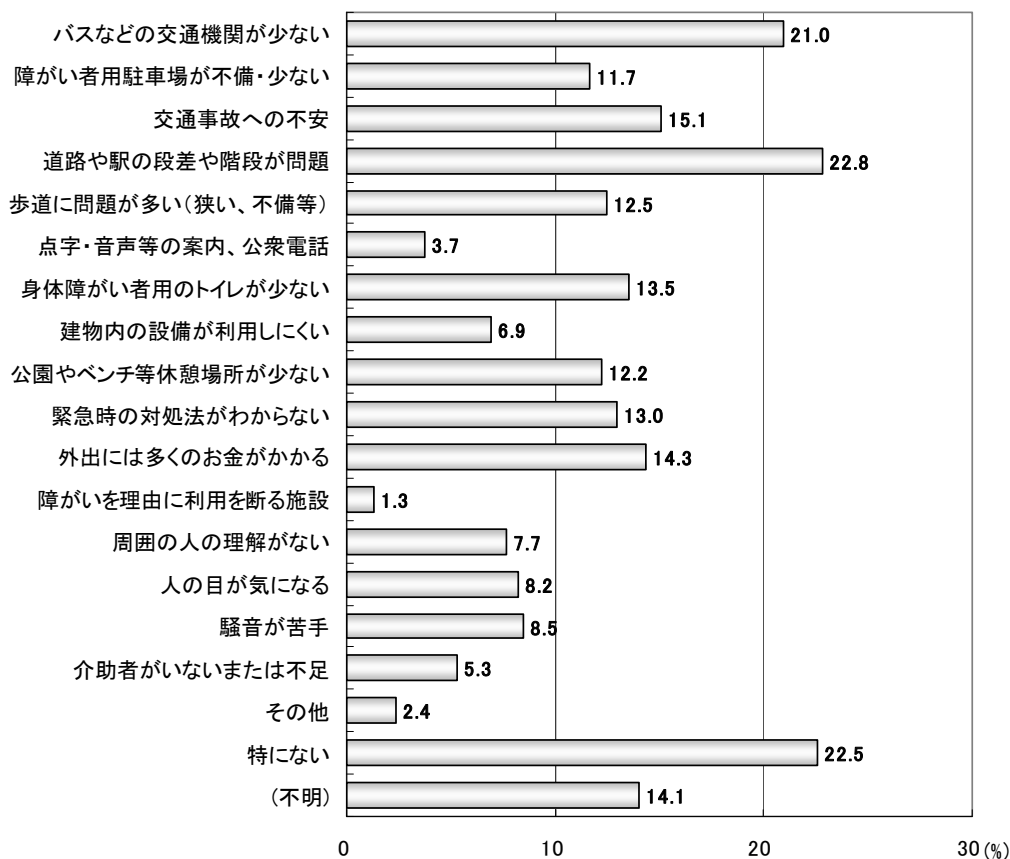
N=413



相談しやすい体制の条件

- ◇ 7割以上の方は、週に1回以上は外出しており、外出目的の半数以上は「買い物」です。外出時の交通手段は「家族などが運転する車」が44.8%で、外出時に不便なこととして22.8%が「道路や駅の段差や階段が問題」と感じています。

N=377



外出時に不便なこと

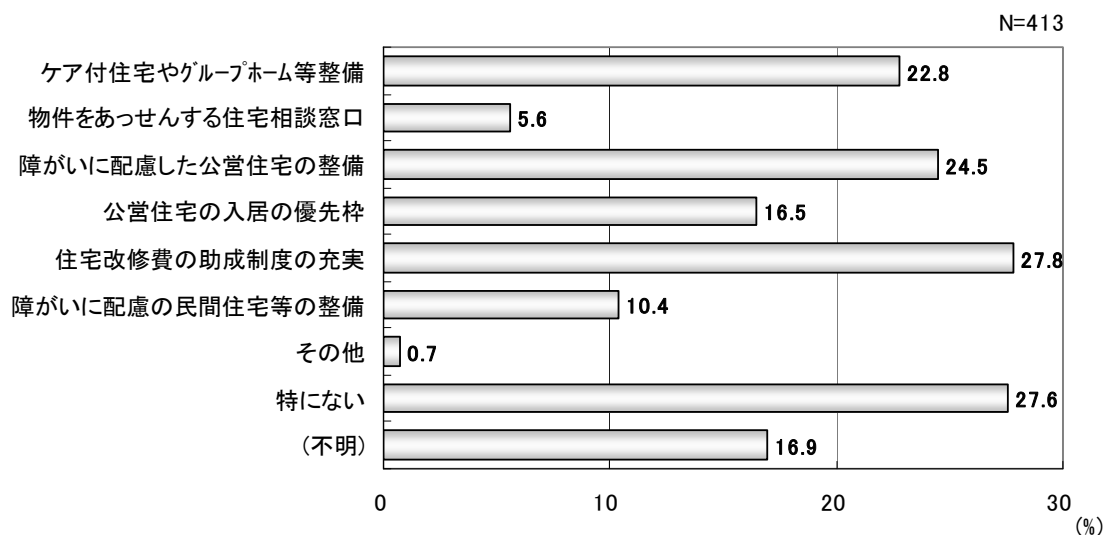
- ◇ 福祉サービス情報の入手先は、『広報とうべつ』等の広報・パンフレットが37.8%で、利用している通信機器は「電話」が79.9%となっています。

### ③ 災害時のことについて

- ◇ 地震などの大規模災害時については「避難所生活はむずかしい」36.8%、「病院にいけない」29.3%などの心配が多く挙げられており、災害時支援の登録制度があれば「登録して利用したい」と66.8%の人が考えています。

### ④ 住まいについて

- ◇ 町に対しては「住宅改修費の助成制度の充実」27.8%や「障がい配慮した公営住宅の整備」24.5%、「ケア付き住宅やグループホーム等整備」22.8%を多くの人が望んでいます。



町に望む住宅対策

### ⑤ 福祉サービスについて

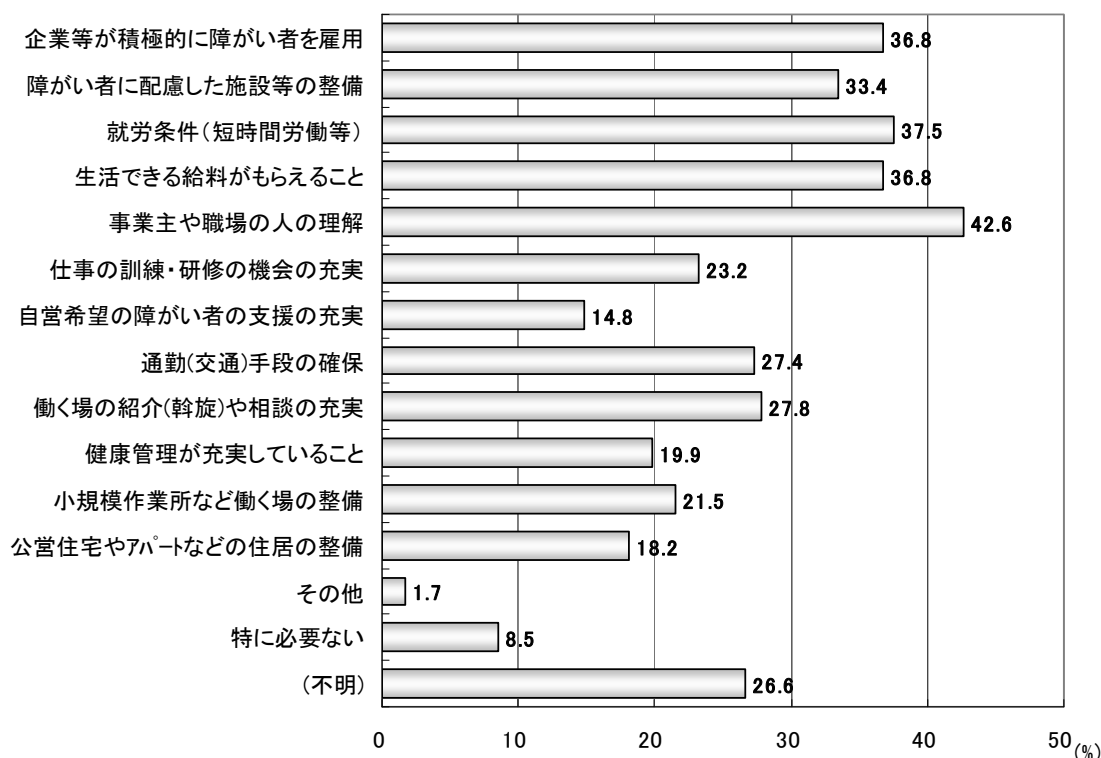
- ◇ 障がい種別に利用意向の高い上位5つのサービスを整理すると次のとおりです。

全体	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
相談支援 (22.8%)	機能訓練 (22.0%)	相談支援 (46.9%)	相談支援 (58.8%)
居宅介護 (20.8%)	居宅介護 (21.4%)	行動援護 (43.8%)	生活サポート (52.9%)
住宅改修費助成 (19.6%)	日常生活用具給付等	移動支援 (37.5%)	移動支援 (47.1%)
機能訓練 (19.1%)	住宅改修費助成	児童デイサービス	生活訓練
日常生活用具給付等 (38.2%)	相談支援 (19.6%)	短期入所	共同生活援助 (41.2%)
		共同生活援護	
		地域支援活動センター	
		生活サポート (31.3%)	

## ⑥ 仕事について

- ◇ 主な収入源は、「年金」が73.1%と圧倒的に多く、「給与・賃金」は13.8%です。
- ◇ 仕事をしている人は23.2%、仕事をしていない人は53.3%で、仕事をしていない理由としては、「病気・障がいなどの治療中」が43.2%で身体的理由が一番です。
- ◇ 仕事をしている人の29.2%は「臨時、日雇い、パート、嘱託等」として働いており、仕事上での不安や不満については、「特に不安や不満はない」が36.5%で最も多いものの、「収入が少ない」31.3%などの不満も挙げられています。
- ◇ 障がいをもつ方の就労に必要なこととしては、「事業主や職場の人の理解」42.6%、「就労条件」37.5%が上位となっています。

N=413



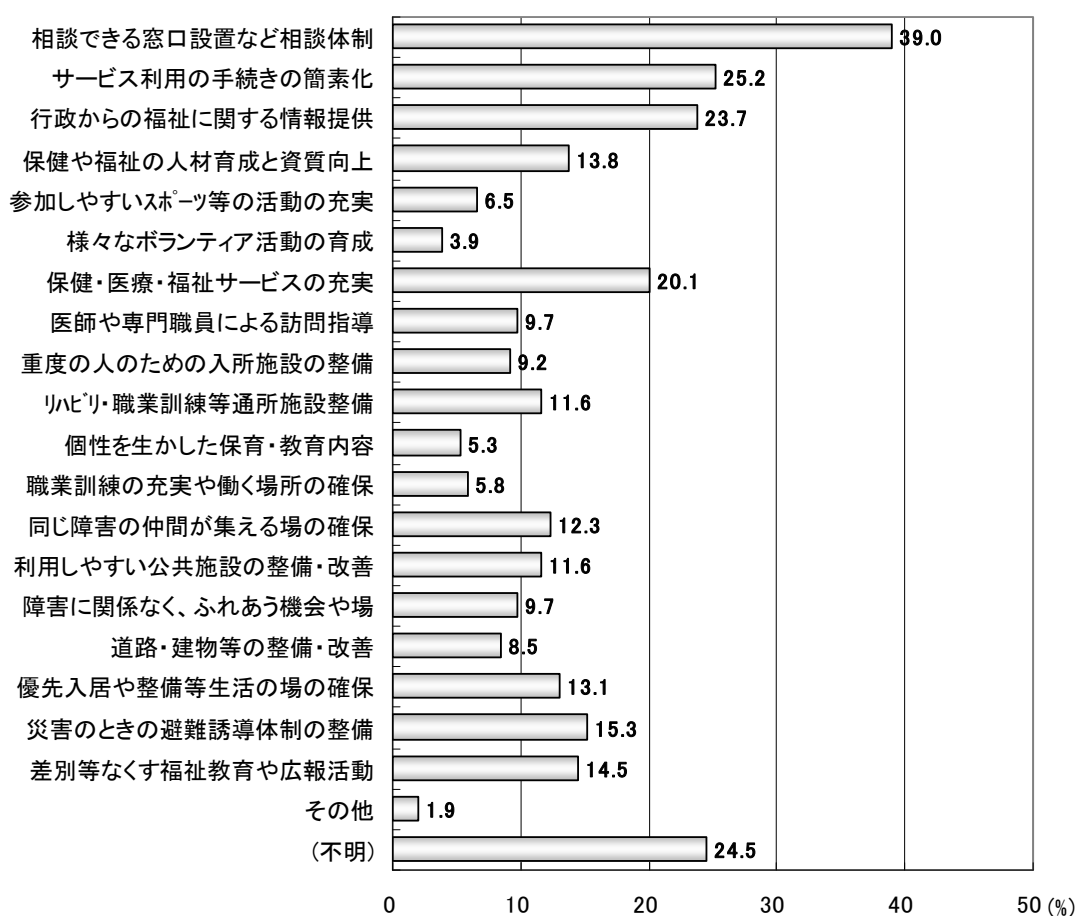
障がいをもつ方の就労に必要なこと

## ⑦ 地域生活について

- ◇ 「会えばあいさつする程度」が37.3%、「大変親しいつきあい」は27.6%となっていますが、「ほとんどつきあいはない」も5.1%とわずかながらみられます。
- ◇ 最近の活動経験は、「買い物」が48.7%で約半数を占め、その他「旅行」30.3%、「地域の行事やお祭り」26.2%が上位に挙げられています。特に何もしていない人も21.5%みられます。今後の活動意向も「旅行」と「買い物」36.8%、「スポーツやレクリエーション」24.7%となっていますが、「特にない」も22.5%を占めています。
- ◇ 差別や偏見等を感じたことがある人が29.6%いて、そうしたことを感じる場面としては「外での人の視線」42.6%、「隣近所づきあい」24.6%、「コミュニケーションや情報の収集」と「店などでの応対」17.2%が多く挙げられています。

- ◇ 障がいをもつ方の地域や社会参加への一般の理解は、「どちらともいえない」が 49.2%で約半数を占めながらも、「理解が深まってきているとは思わない」22.5%、「理解は深まってきていると思う」11.9%で、否定的意見の方が優勢となっています。
- ◇ 63.7%の人は地域の人に支えられていると感じており、また、障がいをもつ方が積極的に地域・社会に参加していくためには「参加しやすいように配慮すること」44.3%や「障がいのある方自身の積極性」41.6%が大切と考えています。
- ◇ 障がいをもつ方の暮らしよいまちづくりに必要なこととしては、「相談できる窓口設置など相談体制」39.0%、「サービス利用の手続きの簡素化」25.2%、「行政から福祉に関する情報提供」23.7%などが挙げられています。

N=413



#### 障がいをもつ方の暮らしよいまちづくりに必要なこと

- ◇ 52.8%の人が当別町は暮らしやすいと感じています。
- ◇ 希望する暮らし方は、「家族と一緒に暮らしたい」が 53.8%で、次の「一人で暮らしたい」の 8.2%を大きく上回っています。

## ⑧ 保育・教育について

- ◇ 幼稚園・保育所・学校へ通園や通学をしている人は、7.3%と少数で、そのうち「小・中学校（障がい児学級）」と「小・中学校（普通学級）」へそれぞれ 30.0%通学しています。また、通園・通学で困ることは、「先生の理解や配慮が足りない」が 33.3%となっています。

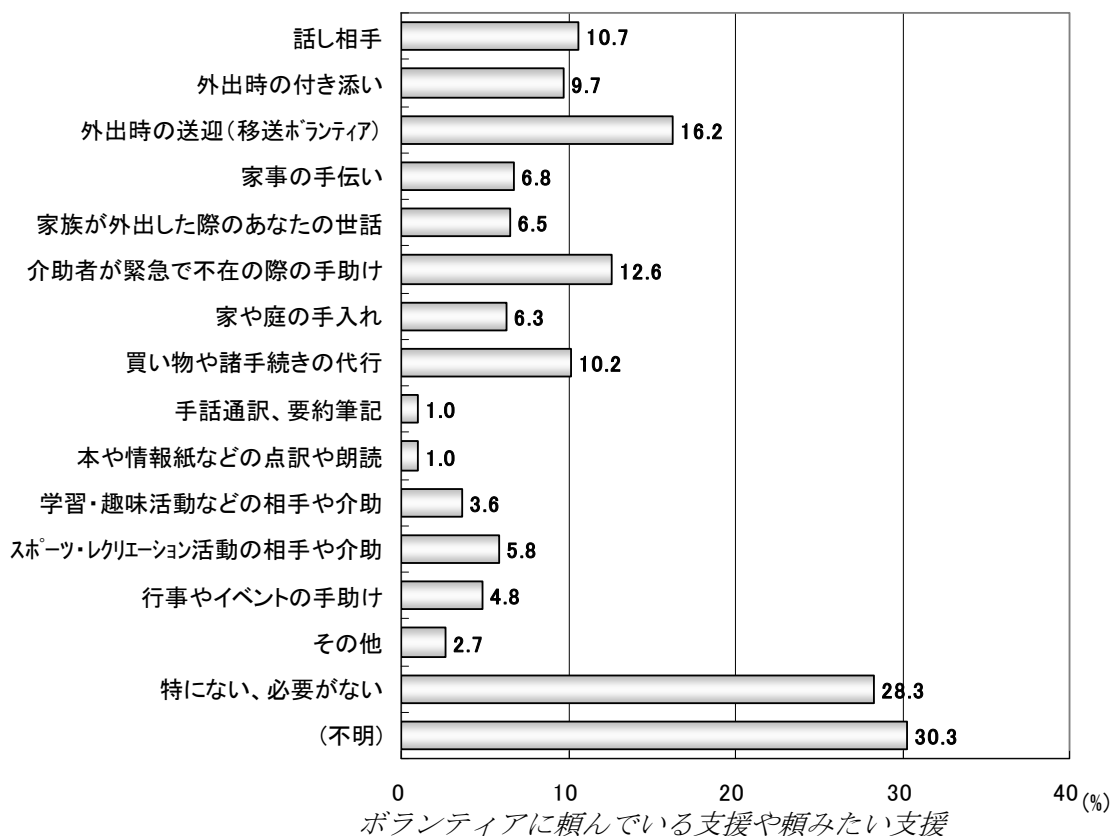
す。

- ◇ 希望する進路は、「企業等で一般就労する」30.0%、「指導員の支援を受け働ける事業所」26.7%、「自立向け訓練ができる施設へ通う」16.7%などが上位に挙げられています。
- ◇ 保育・学校教育に望むこととしては、「理解を深め能力や障がいにあう指導」29.1%が最も多くなっています。

## ⑨ 介助の状況について

- ◇ 主な介助者としては「配偶者（夫・妻）」が27.6%で最も多く、また、主な介助者が介助できなくなった場合の対応については「同居の家族に頼む」20.3%、「病院や施設に一時的に入所する」17.2%となっています。
- ◇ ボランティアに頼んでいる支援や頼みたい支援は、「特にない、必要がない」28.3%が多く、頼んでいる支援や頼みたい支援の中では「外出時の送迎（移送ボランティア）」16.2%、「介助者が緊急で不在の際の手助け」12.6%などが増えています。

N=413



## ⑩ 介助者について

- ◇ 介助者の過半数は（50.2%）が女性で（男性は19.7%）、65歳以上の高齢者が39.4%を占めています。
- ◇ 「健康」な介助者は7.4%に過ぎず、「疲れがちなみ」または「病気がち」が半数近くみられます。また、10.3%は1日に平均「12時間以上」介助・見守りをしています。
- ◇ 52.7%の介助者は、仕事を持っていません。

## (2) 「当別町障がい福祉基本計画作成関係団体ヒアリング」から

事業者、関係団体、当事者のヒアリングによる実態や意向の概要は、次のとおりです。

### [当別町障がい基本計画作成関係団体ヒアリングの実施概要]

#### 【調査対象】

◇自立支援協議会構成団体の、ヒアリングを希望する8団体に対して実施（平成17年度に実施した地域福祉計画の関係団体ヒアリングに参加している団体のヒアリング記録を基礎として、それ以上の内容等がなく要望しない関係団体については、実施しない）

#### 【調査期間】

◇平成18年11月23日～11月26日（各団体1時間程度）

## ① 障がいをもつ方とその家族が地域生活を送るにあたっての問題・課題

### （在宅生活と施設生活に関する意識）

・一人ではできないことも、誰かが手助けしてくれればできることがたくさんあります。

### （地域社会・家族の役割）

・精神障がいは、家族会が（組織力が）弱いので、他市町村のような、積極的な活動につながるようなネットワークづくり、サポートが不可欠と思います。

### （ノーマライゼーションの社会づくり）

- ・ボランティアに携わる人を増やすため、また障がいを理解する人々を増やすため、「やさしい精神保健講座」（旧当別保健所主催）を継続的に実施していただきたい。
- ・ボランティアをして知識を得てまた地域に戻り、精神障がい者を支える。また、新しい人が、講座に参加して理解を深め、つくしなどの作業所で現場体験をして、地域に戻るといような、循環が必要だと思います。
- ・精神障がいに対する理解を深めることは、難しいし、誤解されていることもたくさんあることを実感します。
- ・ボランティアの質の向上を目指しています。

### （地域社会の一員としての関わり）

・障がいをもつ方の中には、社会貢献したいという気持もあるため、それに応えていけるような手法を、事業者として事業計画ともあわせて考えています。

### （地域生活支援サービスの充実）

・当別町全体に係ること。公共交通網が充分でなく障がいをもつ方が、自由に移動することが、困難なのではないかと危惧しています。

## ② 障がいをもつ方のニーズの動向と施策上の課題

### (ライフステージに応じた支援の必要性)

- ・役場は、気軽に相談できないところもあります。
- ・発達支援センターから小学校への移行がスムーズではないように思います。
- ・小学校入学を境に所管が発達支援センター（福祉部子育て推進課）から小学校（教育委員会）へと移行し、充分なつながり（情報や履歴）を維持できないまま放り出されるように思います。
- ・保健師・教育機関・医療機関・事業所などを総合的につなげる専門のコーディネーターがいないため、利用者の方がそれぞれをばらばらに利用するしかない状況になっています。

### (軽度発達障がいへの支援)

- ・発達障がいを支える地域としてのシステムが機能していない(存在していない)ようです。
- ・各小学校に配置されている特別支援教育のコーディネーターとゆうゆう24は現段階で面識があり、ケア会議等を開催しようと思えば可能な状態であると認識されています。
- ・子育て推進課では、「療育支援会議」(名称未確認)をもっているのですが、この会議の設置目的・今後の運用が発達障がい児の支援早期療育の対策にどう関わるのかが課題といえます。

## ③ 障がい福祉サービスの現状の問題点と今後のあり方

### (経済的な問題等)

- ・移動支援事業と日中一時支援事業については1割負担が発生しているので、利用を控える方がいます。
- ・事故にあって体が将来利かなくなったときに、介護を受けると思うが、1割負担が心配です。(当事者)

## ④ 社会参加・就労支援に関すること

- ・障がいをもつ方には、最終的に自分たちで稼いで収入を得ることにつながるように、その作業の訓練や動機付けにつながる作業をサポートすることを実践しており、訓練としての要素が大きいので、時には厳しく接することもあります。(事業者)
- ・本当の自立に必要なことは、やはり働けることだと思っています。
- ・それぞれの障がいにより、得意不得意があり、どんな会社が、どんな条件で求人しているのかという情報提供をして欲しい。
- ・働くところさえあれば、本当に働きたいと思っています。
- ・障がいをもつ者を雇用する企業に対して優遇措置などを拡大して欲しい。
- ・働ける場所の開拓をしていきたい。
- ・世の中全ての会社が、障がいをもつ者を受け入れる(雇う)ようになるのが理想です。

## ⑤ 保健・医療

### (早期療育対策に関する事項)

- ・ 1歳6ヶ月・3歳児検診の後、就学前検診までの期間が開きすぎているのではないのでしょうか。
- ・ 就学前検診で突然所見が出て、就学に対応する準備ができないのではないのでしょうか。

## ⑥ 障害者自立支援法施行による制度上の問題について

- ・ 厚生労働省は、財源を確保するための改革を行っているのは理解できるが、利用者の立場に立って施策を実施してほしい。財源を確保するという意味では、福祉分野だけでなく、税制分野においても適切な改革を行ってほしい。
- ・ 社会的には、利益の上がっているところから、これを分配する適正化システムを開発するよう、国・北海道に対して要望してほしい。
- ・ 障害者自立支援法では、応能負担から応益負担に変更となり、障がいをもつ方の自立を阻むことになると心配しています。

## ⑦ 今後の障がい福祉施策の方向性

- ・ 縦割りの行政の弊害が多市町村に比べて当別は少ないが、より行政の連携や横のつながりがあるといいと感じます。

## ⑧ 事業者からの問題や課題

- ・ 精神障がい者を理解し地域で共に暮らせることを願い、共に活動するボランティアを増やしていきたい。
- ・ グループとしては、さらに定例会等を通じて、コミュニケーションを図りたい。
- ・ 行政に望むこととして、3障がいに移行する受け皿としての地域活動支援センターへの移行を望みます。
- ・ 法人としてももっと勉強して、行政によい形で伝えられるものがあると思っています。
- ・ 障がいの状況や入院により、登録者の半数が制度登録できない状況にあります。法人として、こういった方にも継続的に声かけをして、継続的に支援をしていきたい。
- ・ 利用者が居心地のいい場所として今までどおりの姿勢でいくが、国の方針では、それだけでは、補助対象として欠格となる方向性が見られるので、転換の必要性も感じています。
- ・ パートナシップを発展的に実行していけるよう努力したい。
- ・ 新体系によるスムーズな移行ができればよいと考えています。
- ・ 職員の確保が課題。
- ・ 内部の人事配置が課題。

## (3) 「当別町地域福祉計画策定のためのヒアリング」から

平成17年12月実施の行政及び関係団体ヒアリング結果からは、福祉に関する次のような課題が挙げられています。

**① 「施設」から「在宅」へ、という流れの中で、地域での見守りや受け入れ体制をいかに整えていくか。**

少子高齢化や女性の社会進出等の中で、家庭だけで要介護者を支えていくには限界があり、みんなが住み慣れた地域で暮らし続けるために、いかに地域での支援体制を整えていくかということが課題となります。

**② 福祉関係の主体間(住民・行政・各種団体等)の横のつながりをいかに強めていくか。**

地域では様々な活動が展開されているが、意外と横のつながりが弱いようです。家庭・地域・学校・各種団体・行政等、それぞれの役割分担とともに、いかに相互連携を図り、効率的・効果的な活動に発展させていくかが課題となります。

**③ 当事者(高齢者・障がいをもつ方等)の声を聞き、当事者の目線にたった施策をいかに展開していくか。**

これまでの町づくりの中では、当事者が直接関わった中で色々な施策が展開される機会が案外と少なかったため、当事者の目線にたった整備は重要なポイントとなり、いかにニーズを吸収し、いかに適切な対策を打っていくかという点において、当事者との連携は重要な課題となります。

**④ 健康づくりや福祉教育等、子ども～成人～高齢期というライフステージに即した連続性のある対策をいかに講じていくか。**

基本は、誰もが尊厳と生きがいを持ち、生涯健康に暮らすかということであり、そのためには、小さい子どもの頃からの健康づくりや、福祉に対する教育等、それぞれのライフステージにおいて、適切な連続性のある対策を打っていくことが課題となります。

**⑤ 「福祉のまちづくり」という視点からの、総合的なまちづくりの理念と方策をいかにたてるか。**

バリアフリーの問題だけではなく、誰もが快適に便利に楽しく暮らせるまちづくりという意味からも、まちづくりの骨格の中に「福祉」の考え方を基本に据えた考え方をいかに構築していくかが課題となります。

**⑥ 空き家を含め、町の各種社会資源をいかに効果的に活用していくか。**

既に幾つかの試みはみられるが、例えば子どもの施設を高齢者も活用する、あるいは夜間や休日の利用による町民の利便性を増大する、といった施設の運用面も含め、社会資源の効

果的な活用方策が課題となります。

**⑦ 見えにくい要援護者に対して、いかにアプローチしていくか。**

閉じこもりや、各種活動に非積極的な、いわば「見えにくい要援護者」が問題であり、個人情報の問題も含め、いかに適切なアプローチを図るかが課題となります。

**⑧ 各種団体の会員数の減少、高齢化、人材不足等にいかに対応していくか。**

様々な福祉関連団体の共通的な課題として、会員数の減少、高齢化、新規加入者不足、人材の不足といった問題が生じています。さらに、団体そのものの存在が十分に知られていないといった面もあげられ、いかに地域の中にPRし、地域と共に活動が出来る体制づくりを創り上げていくかが課題となります。

**⑨ 各種の規制のバリアをいかに柔軟に無くしていくか。**

色々な決まり事や条件が、様々な福祉活動を結果として規制（障壁）してしまっている現実もみられます。一定のルール作りは必要であるが、いかに利用者サイドの視点からの運用を考えていくかが課題となります。

**⑩ 少しの工夫ですぐにできることをいかに実現していくか。**

計画は大事であるが、一方、少しの工夫でお金もあまりかけないですぐ取り組める対策をいかに見つけ出していくかが課題となります。

## 9. パブリックコメントで寄せられた主な意見

平成19年3月12日～3月23日に実施した障がい福祉基本計画素案に対するパブリックコメントで寄せられた意見は、次のとおりです。

項 目	意見（概要）
<p>p 4 6 2. 就学児童教育の充実 8) 子ども発達支援センター事業の充実</p>	<p>この記述は、乳幼児に関するもので「就学児童」のテーマからはずれています。</p> <p>「就学後も必要に応じて療育を受け続けられるよう、子ども発達支援センターの利用対象を拡大することが必要だと思います。</p> <p>高学年、中学生になっても、個別な療育を必要とする子どももいると思います。センター以外にも利用できる場所はあるのでしょうか。</p>

所管する部署の見解
<p>子ども発達支援センターは乳幼児期における早期発見及び早期療育を目的として、平成3年に開設され、平成17年7月からは対象年齢を「小学校就学前」から「小学校3年生まで」に拡大し、就学後も必要に応じて療育を受け続けられるよう療育体制の整備を進めています。</p> <p>療育支援には個別の発達段階等に合わせた専門的な支援が必要であり、現在弊センターにおいては、単独では実施する事が難しい専門的な支援を行うため、道の事業である「子ども発達支援事業専門支援事業」及び「道立施設専門支援事業」の実施により道立施設等の職員の派遣を受けていますが、専門的な療育を継続して受ける事ができるようにするためには、「道立札幌肢体不自由児療育センター」等の専門機関を利用する事が望ましいと考えます。</p> <p>また、平成19年度より各小中学校において特別支援教育が本格的に実施される予定であり、その新たな枠組みの中で、就学後において支援の必要な児童が必要に応じて適切に支援を受ける事ができるよう、各小中学校との連携強化の促進に努めていきます。</p> <p>弊センター以外に利用できる場としては、町内ではNPO法人「当別町青少年活動センターゆうゆう24」において、18再未満までの児童を対象とした児童デイサービス事業を実施しています。</p>

## 10. 協働推進の取り組み

### ●協働推進の取組について ～当別町「協働の指針」から～

- 1 各種団体のネットワーク化と拠点づくり
  - ① 各種団体のネットワーク化
  - ② 活動拠点の整備
- 2 人材の育成・確保
  - ① 人材登録制度の導入
  - ② 協働リーダーの育成
- 3 町民と行政の意識改革
  - ① 協働型職員の育成
  - ② 協働に関する
- 4 参加の拡大
  - ① 企業参加の推進
  - ② 協働事業提案制度の導入
  - ③ 協働事業の拡大
  - ④ 支援策の検討
- 5 町民の意見が町政に反映される仕組みづくり 情報共有の推進
  - ① 情報共有の推進
  - ② パブリックコメント（意見公募）・パブリックインボルブメント（住民参画）制度の導入
  - ③ 協働マニュアルの作成
- 6 今後の取り組み 協働のまちづくりを推進していくためには、指針に基づき、町の現状を踏まえながら、町民と行政が共に考え共に行動し、協働の領域を拡大していかなければなりません。大きく変化することが予想されるこれからの社会情勢に対応できる、長期的な協働の取り組みとするために、ネットワーク化を担う推進体制を構築し、策定後には、具体的な協働の必要性や取り組みの推進などについて、町民と行政が協議していく体制を検討します。
- 7 ボランティア活動 協働のまちづくりを進めるうえでは、ボランティア活動が重要な役割を果たすと考えられており、インフォーマルサービスを提供する側と受ける側にサービス提供に関する認識の差が生じないよう配慮する必要がある。

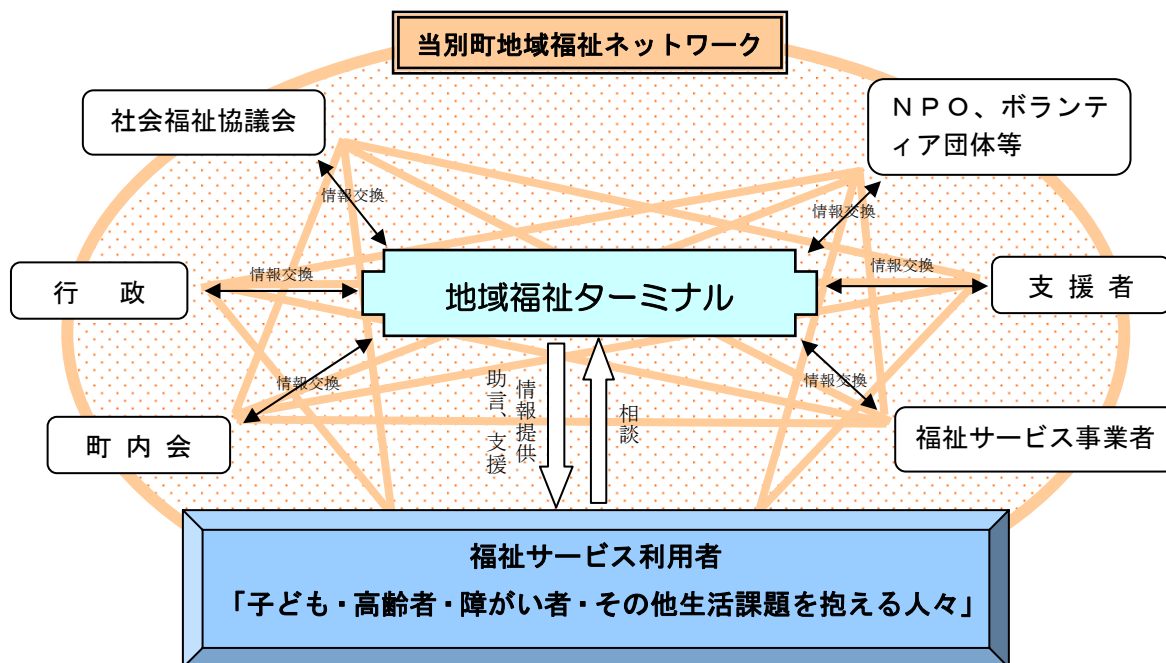
# 1 1. 当別町地域福祉計画の地域福祉ターミナル

当別町地域福祉計画重点施策抜粋

## 地域福祉ターミナルの機能・仕組みづくり

これまでの福祉サービスでは、各専門分野のサービスがそれぞれの制度にのっとり個別に提供されるのが通常で、しばしば提供者間の連携がうまく機能しないことがありました。このような問題を解消するためには、あらゆる福祉情報を集め、サービスを望む人ひとりひとりに合った最適な情報提供や橋渡しを行える「福祉コーディネーター」のような役割が必要です。

そして、相談支援機関の連携の中で協力してつくりあげる、あらゆる福祉情報の集積地（地域福祉ターミナル）のような機能・仕組みを持つことで、それを核とした地域福祉ネットワークを形成し、制度間の縦割りの解消を目指したワンストップ型の福祉サービス提供体制を目指します。



## 12. 用語解説

### あ 行

#### インフォーマルサービス (p37)

行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れた」ニーズに対応するサービスのことで、家族や友人、ボランティア等によるサービスのことで。

### か 行

#### ガイドヘルパー (p30)

障がいをもつ方が外出するときに、歩行や車いすの介助、あるいは外出先での食事の介護など安全面に留意しながら地域社会での自立した生活と社会参加の支援を行う人のことです。

#### ケアマネジメント (p39、p55、p61、p70)

障がいをもつ方自身、どんなサービスが自分に必要なのか、どこにあるのかが分からない場合などに、必要なサービスを一緒に考え、サービス利用のお手伝いをすることです。

### さ 行

#### 支援費制度 (p3 等)

従来の措置制度に代わり、平成15年4月から障がいをもつ方が自らサービス提供者を自由に選択し、契約によってサービスを利用する制度。一部を除き障害者自立支援法に移行しました。

#### ジョブコーチ制度 (p45)

障がいをもつ方の就職及び職場適応のため、就職前後を問わずジョブコーチ（職場適応援助者）が職場に出向き、直接専門的な支援を行います。作業指導や対人関係等の支援のほか、職務や職場環境の改善などについて、事業主の相談にも応じます。

#### 身体障害者手帳 (p66)

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、身体障害者福祉法別表に掲げる障がい程度に該当すると認定された方に対して交付されるものであり、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。身体障害者障害程度等級表により1級から6級までの区分が設けられています。

#### 精神障害者保健福祉手帳 (p66)

1995年（平成7年）に改正された精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）に規定された手帳制度で、精神障がい者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加を促進するための手帳。障がいの程度により1級から3級までの区分があります。

#### 成年後見制度 (p35 等)

認知症や知的障がいなどにより判断能力が不十分となったご本人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人等が財産管理や身上監護を行い、ご本人が安心して生活できるよう、保護・支援する制度です。

## な 行

### ノーマライゼーション（p16 等）

障がいをもつ方を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルであるという考え方。デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がいをもつ方の処遇に関して唱え、北欧から世界に広まった障がい者福祉の最も重要な理念のことです。

## は 行

### 発達障害者支援法（p3、p35、p67）

自閉症、アスペルガー症候群、ADHD、学習障がいなどの発達障がいをもつ方の援助等について定めた法律。全25条。平成17年4月1日に施行されました。

### バリアフリー（p16 等）

高齢者や障がいをもつ方が暮らしの中で行動の妨げとなる障壁や危険箇所を取り払い、安全で快適な生活環境をつくることです。

### 福祉ショップ（p45）

福祉施設・作業所の製品等の販売を通して、障がいをもつ方の生きがいづくりや、雇用の確保、自立への手助けなどを行うことを目的に運営される店舗のことです。

## や 行

### 要約筆記者（p29 等）

要約筆記とは、難聴・中途失聴の方に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のことです。

## ら 行

### リハビリテーション（p32 等）

いろいろな障がいをもつ方に対し、その障がいを可能な限り回復治癒させ、残された能力を最大限に高め、身体的・精神的・社会的にできる限り自立した生活が送れるように援助することです。

### 療育手帳（p66、p75）

療育手帳は、知的な面での発達に障がいのある方に交付されるもので、これらの方々が、一貫した指導を受けたり、いろいろな福祉の助成を受けやすくしたりするものです。18歳未満の方は児童相談所、18歳以上の方は道立心身障害者総合相談所の判定にもとづいて北海道知事が交付し、障がいの程度により「A」（最重度・重度）、「B」（中度・軽度）の2種類があります。

### レスパイト（p16、p36）

レスパイト（respite）とは、障がいをもつ方（児童）と関わる親・家族を一時的に、一定の期間、その関わる介助から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、一息付けるようにする援助です。